

☎は問い合わせ先です

### 乳幼児・心身障害者医療費助成制度の登録(更新)手続きについて

市では、乳幼児、心身障害者の方で、次に該当する方の医療費を助成しています。

■乳幼児  
外来10歳から4歳未満まで  
(4歳に到達した月分まで)

■心身障害者  
身体障害者手帳「1級」「2級」および「内部障害3級」をお持ちの方  
療育手帳「A」をお持ちの方  
(※職親制度を利用している方については、療育手帳「B」をお持ちの方でも該当します)  
特別児童扶養手当の障害程度が「1級」に該当する方

なお、いずれの制度も所得制限があります。

任期満了に伴う白石市長選挙は10月24日(日)に告示され、10月31日(日)に投票が行われます。

### 白石市長選挙を10月31日(日)電子投票で実施します

■投票日・期日前  
どちらも電子投票で実施します

■立候補予定者説明会  
日時 9月27日(月)13時30分～15時

### 介護保険被保険者証を一斉更新します

現在の保険者証(桃色)の有効期限は9月30日まで。市では新しい保険証(空色)を9月中旬に郵送します。

■更新手続きについて  
現在登録されている方には、9月下旬ごろに新しい受給者証を郵送します。ただし、次の方は更新手続きが必要です(手続きが必要なお方には、別途通知します)。  
平成16年1月1日現在、他の市町村に居住していた方  
健康保険証が変わった方 など  
福祉事務所社会福祉係  
☎22-1400

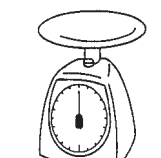
### 児童手当からのお知らせ

■制度改正による新規申請は9月30日までです

■児童手当現況届の提出を忘れていませんか?  
児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。

■児童手当を受けられない方は、大至急市庁舎1階市民課窓口で手続きをしてください。  
小学校1～3年生の保護者の方は、4月にさかのぼって受け取れなくなりましたので、9月30日までに必ず手続きをしてください。  
※該当する方には、6月に現況届用紙を送付しています。  
市民課総務係  
☎22-1312

計量器(はかり)の定期検査のお知らせ  
計量器の定期検査を次の日程で実施します。この定期検査を受けない計量器(はかり)は、取引証明に使用できなくなりますので、必ず検査を受けてください。新しいはかりでも「免除」のシールを貼りますので、検査会場までお越しください。  
☎22-1321  
宮城県計量検定所  
☎022-247-1641



月日	検査時間	対象地区	検査場所
10月4日(月)	10:30~12:00	越河	越河公民館
10月4日(月)	14:00~15:00	小原	小原公民館
10月5日(火)	10:30~15:00	福岡、白川、大鷹沢、白石(南町・田町・本町・中町・長町・亘理町)、斎川、大平	市庁舎正面駐車場(車庫)
10月6日(水)	10:30~15:00	白石(短ヶ野・新町・西益岡・中益岡・東益岡・清水小路・寿町・柳町)	市庁舎正面駐車場(車庫)
10月7日(木)	10:30~15:00	白石(本郷第1~4・寿山・緑が丘・鷹巣・旭町・上郡山・郡山・小下倉)	市庁舎正面駐車場(車庫)

### 国民年金からののお知らせ

■年金受給者の皆様へ  
「現況届の提出はお済みですか?」年金を受けている方が年一回、誕生月に必ず提出しなければならぬのが「現況届」です。  
現況届の用紙は、毎年誕生月の初旬に送付します。住所・氏名などを記入の上、必ず誕生月の末日までに社会保険業務センターへ到着するように提出してください。  
現況届を提出しないと、提出するまでの間、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。  
■国民年金の任意加入制度をご存じですか?  
厚生年金保険や共済組合に加入している方を除き、国民年金の強制加入期間は60歳までですが、過去に国民年金の未加入期間や未納期間があり、老齢基礎年金の受給資格期間が不足する方や、満額の老齢基礎年金を受給できない方は、60歳から65歳になるまで国民年金に任意加入できます。  
さらに、昭和30年4月1日以前生まれの方は、65歳になっても老齢基礎年金受給のために必要な期間が足りない場合、65歳から70歳までの間で受給資格期間を満たすまで、国民年金に任意加入できます。  
■国民年金保険料の納付確認を!  
年金保険料の納め忘れがある

と、将来受け取る老齢年金の額が減額されたり、受けられなくなったりすることがあります。また、障害年金や遺族年金が受けられなくなることもあります。  
【電話による納付の「案内」】  
社会保険事務所職員や国が委託した業者が、電話による納付案内を行っています。これは、納付期限までに納付の確認ができなかった方に対しての「納め忘れ期間のお知らせ」です。  
【戸別訪問】社会保険事務所職員や国民年金推進員、国民年金収納指導員が身分証明書を持参して直接各家庭にうかがい、制度の案内や届出の相談、保険料の徴収などを行っています。  
【「注意」】最近、社会保険の関係団体を名乗るところから、各家庭に不審な文書が届いています。また、電話による個人情報収集も後を絶たない状況です。  
不審者や電話などによる照会があった場合は、その場で即答せずに相手の所属と氏名、連絡先などを確認いただき、近くの社会保険事務所にお問い合わせください。  
☎0224-51-3111  
社会保険事務所(大原事務所)  
☎0224-1312  
市民課国民年金相談係

### 高齢者福祉サービスをご利用ください

65歳以上の在宅高齢者の方の生活の質の向上と、介護者の負担軽減を目的に、今年度から次の事業を新規に実施しています。  
ぜひ申請いただき、高齢者福祉サービスをご利用ください。

- 寝具類等
- 利用対象者  
65歳以上の在宅高齢者で要介護認定で「要介護3」以上の方
- サービス内容  
1回あたり掛け布団1枚、敷き布団1枚、毛布1枚の洗濯乾燥消毒を行います。布団などは自宅まで取りにうかがいます。利用回数は年2回以内です。
- 利用者負担  
市と事業者が契約した委託料の1割の額を負担いただきます(布団1枚につき1回210円です)。  
※9月ごろに1回目のサービスを実施しますので、「希望の方は早めに申請してください」。
- 訪問理容サービス事業
- 利用対象者  
65歳以上の在宅高齢者で次のいずれかに該当する方  
①要介護認定で「要介護3」以上の方  
②65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯に属する方で、
- サービス内容  
理容師がお宅まで訪問して理容サービスを提供します。利用回数は3か月に1回です。
- 利用者負担  
理容料金は利用者負担(1回3,000円程度)です。市では訪問に係る交通費などを負担します。
- 外出支援サービス利用助成事業
- 利用対象者  
65歳以上の在宅高齢者で次のすべてに該当する方  
①要介護認定で「要介護3」以上の方  
②市民税非課税の方
- サービス内容  
市内タクシー会社所有のタクシーに利用できる基本料金相当額の助成券を、月4枚(乗車1回につき1枚)を単位として交付します。ただし、すでに福祉タクシー利用助成券の交付を受けている方には交付できません。
- 利用者負担  
基本料金相当額を超える料金
- 各サービスの申請  
申請書の提出は、総合福祉センターまたは市庁舎1階市民課総合福祉窓口までお越しください。  
☎22-1400  
福祉事務所長寿福祉係

■市長選挙の啓発用標語を募集します  
採用された方には記念品を差し上げます。ふるって応募ください。  
●標語形式 原則として5・7・5の17文字で作成ください。  
●応募方法 任意用紙またはハガキに、標語と住所、氏名、連絡先電話番号を記入の上、選挙管理委員会あてに提出・郵送ください。  
●応募期限 9月15日(水)必着  
●郵送時のあて先  
〒989-0292 白石市大手町1-1 白石市選挙管理委員会  
選挙管理委員会事務局(市庁舎1階) ☎22-1315

### 高齢者のための特別一斉電話相談

相談は無料、秘密は固く守りますので、お気軽にお電話ください。  
●期間 9月7日(火)～9日(木) 10時～12時、13時～15時  
●相談種別と対応者  
法律相談(弁護士)、税金相談(税理士)、介護相談(保健師)、何でも相談(センター相談員)

●相談電話番号  
☎022-219-7830  
☎022-219-1165  
(悩みゼロ)  
●県高齢者総合相談センター  
☎022-219-1165